

国土交通省 北陸地方整備局 建政部
記者発表資料

配布日時	平成29年3月28日
取り扱い	配布後に解禁

建設業法の解説書を改訂しました。  
 ～「建設業者のための建設業法 平成29年3月改訂版」の発行～

建設工事に関する契約・支払や、工事現場における技術者の配置などは、建設業法（昭和24年法律第100号）により定められています。国土交通省北陸地方整備局では、建設業法を理解していただくための取り組みの一環として、平成17年から建設業法の解説書として「建設業者のための建設業法」を作成しています。

このたび、最近の法令改正にあわせ、改訂版を発行しましたので、お知らせします。

■ 解説書の内容・平成29年3月改訂版のポイント

○解説書の内容

建設業許可制度の概要、適正な施工体制、特定建設業者の責務、一括下請負の禁止、建設工事の請負契約・支払、施工体制台帳等の作成義務などを解説しています。

○平成29年3月改訂版のポイント

技術者配置等の金額要件の緩和、解体工事業の新設、民間建設工事の適正な品質を確保するための指針の策定、一括下請負の判断基準の明確化、指定学科としての専門学校的位置づけの明確化、とび・土工工事業に係る技術者資格の追加、監理技術者制度運用マニュアルの改正 等

■ 「建設業者のための建設業法 平成29年3月改訂版」の電子データについて

国土交通省北陸地方整備局ウェブサイト (<http://www.hrr.mlit.go.jp/>) 内で以下のアドレスにより電子データ（PDFファイル）を掲載しています。

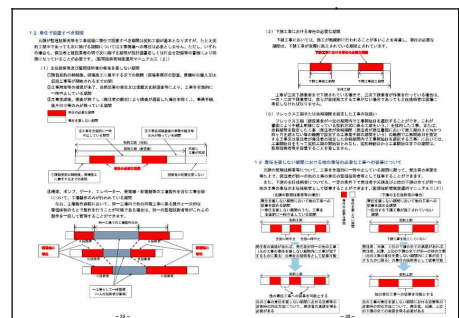
[http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu\\_joho/pdf/H2903orangebook.pdf](http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu_joho/pdf/H2903orangebook.pdf)

■ 冊子について

「建設業者のための建設業法 平成29年3月改訂版」の冊子は主な建設業者団体等に配付しています。冊子入手希望に関しては国土交通省北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課に電話又はファクシミリでお問い合わせください。（電話 025-370-6571 ファクシミリ 025-280-8746）

（右写真）

冊子「建設業者のための建設業法  
 平成29年3月改訂版」



【配布先】

新潟県政記者クラブ  
 新潟県政記者クラブ  
 富山県政記者クラブ  
 石川県政記者クラブ  
 その他各県専門紙

【問い合わせ先】

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1  
 新潟美咲合同庁舎1号館 2階  
 国土交通省 北陸地方整備局 建政部  
 建設業適正契約推進官 富樫  
 計画・建設産業課 課長補佐 池田  
 電話 025-370-6571 ファクシミリ 025-280-8746